

Total consulting firm



お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

the Heartful OAG

Vol. 234 2024.10



太田孝昭が語る
元気になる言葉・春夏秋冬
会社経営と健康

特集

すべての事業所の経営者さま・人事担当者さまへ
従業員の仕事と介護の両立支援で、
今やるべきこと



コーポレートサイトで
PDFファイルを
ご覧いただけます

元気な経営のワンポイント! 太田孝昭が語る
元気になる言葉
 春夏秋冬

会社経営と健康

企業の経営は会社の大小を問わず問題が山の様にあります。なぜ問題があるかと言えば、お客さまがいるからです。お客さまによりよいサービス（価値）を提供しようとするれば、「問題＝課題」が発生します。当たり前すぎて馬鹿馬鹿しいなんて思わないでください。そのことが、我々の脳を活性化し、生きる力を与え、健康になるからです。

「悩みが健康になる?」「逆ではないのか、悩みは不健康になるんだよ」

そんなことはありません。悩みこそ、最大の知恵の泉です。まず悩まない、よい知恵は絶対に生まれません。「必要は発明の母」という諺（ことわざ）がありますが、同じことを言っているのです。

さて、悩みに悩んでいるうちに、何か解決策らしいものが浮かんでくるはず。打開するためのヒントが浮かぶかもしれません。解決までの自信がなくても、「やってみよう」「チャレンジしてみよう」という気になるはず。そうしたら実行するのです。

会社経営に部下のミスは付きものです。これも解決が必要で悩みが発生しますね。脳がフル活動を始めますよ。脳の活性化が「イキイキ」生きることに通じます。「イキイキ」生き始めると、もっと「イキイキ」生きるために、身体を鍛えようか、筋トレしようか、ジョギングしようか、歩こうか、脳が命令してくれますよ。そうしたら、実行に移すだけです。

「そんなに簡単にできるわけないよ」という声も聞こえてきそうですが、経営者の皆さんは、なんやかや言ってこのようなことを、実行しているに違いありません。

「悩み＝問題」を解決して前に進むのは経営者の責任です。だから必ず実行していると思っています。

結果的に「会社経営＝悩み」は健康によいとなるんです。

経営者の皆さん、何も悩みのない人生を考えたことがありますか。それは最高に孤独です。なぜなら、未来がない世界だからです。会社経営にとってお客さまは未来そのものです。

Tada Shuto
 多田 柊斗



8月に東京ITプログラミング&会計専門学校を卒業し、9月1日に入社いたしました多田柊斗と申します。
 私はさまざまな知識を身に付けてお客様に寄り添える税理士を目指しています。そのためには多様な業務経験ができ、税務以外の知識を有する社員ともコミュニケーションが必要だと考えています。また、お客様に対してワンストップで支援することができるグループ全体の繋がりや社員同士の距離感などOAGの特徴も活かしていきたいと思っております。
 未熟ではありますが会社に貢献できるよう努力していきたいです。
 これからご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

Nagai Reo
 永井 玲央



9月にキャリアカレッジ生として入社しました、永井と申します。出身は神奈川県川崎市、趣味はスポーツや麻雀が好きです。今年、社会人3年目の25歳となりまして、前職は税理士事務所にて法人等の税務顧問、社会保険業務に従事していました。私は、お客様との関わりを通じて企業経営に貢献し、多くの経営者の方々に信頼される存在を目指していきたいです。その為にも、日々の業務に全力で取り組み、伴走型で共に成長できるよう、お客様に寄り添ったサービスを提供したいです。将来的には、法人税務の経験を積み、資産承継や国際税務など高度な実務にも挑戦していきたいです。また、税理士資格取得のために大学院で税法を学び、仕事と勉強の両立を目指していきたいと考えています。

OAG税理士法人 入社式「OAGキャリアカレッジ」

今年は4名、フレッシュなメンバーが加わりました。OAGの未来を担うメンバーです。これから社内研修を経て一日も早く業務に慣れて活躍することを期待しています。ファイト!

第4期生
 2024年9月



Imoto Shogo
 井本 祥悟



この度、9月に新卒で入社いたしました井本と申します。趣味はお酒（特にウイスキー）とゲーム（マジック・ザ・ギャザリング）です。
 私は、お客様が困ったときに、まず声をかけていただける存在になりたいと考えております。そのために、税務の勉強は勿論のこと、積極的なコミュニケーションを心掛け、お客様との信頼関係を構築していくことを大事にしたいと思います。大学では歴史学（トルコ史）を専攻しておりましたので、税務の世界に入ってまだ日が浅いです。そのため、至らない点も多々あるかと思いますが、1日でも早くお客様に頼りにしていただける税理士に成長できるよう、努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



キャリアカレッジ



Ushiwaka Kazuya
 牛若 和也



はじめまして。この度、9月1日に入社しました牛若和也と申します。兵庫県の姫路市出身で現在は高円寺に住んでいます。好きな食べ物はラーメンです。
 趣味はサイクリング、キャンプ、旅行などアウトドア派です。私は、お客様はもちろん、仲間にも信頼される税理士を目指していきたいと考えています。チームワークを大切に、求められる以上の成果を出せるようになりたいと思います。これまで学生として勉強に専念できましたが、社会人となった以上、仕事と勉強の両立をできるように誠心誠意頑張りたいと思います。1日でも早く仕事を覚えて皆様に貢献できるよう努力していきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

すべての事業所の経営者さま・人事担当者さまへ

従業員の仕事と介護の両立支援で、今やるべきこと

企業の福利厚生が、若年層や子育て支援にフォーカスしたものでばかり充実していくなかで、我が国の人口構成の2つの山である「団塊の世代」と「団塊ジュニア世代」は、まさに「ケアが必要になる世代」と「ケアをしなければならぬ世代」に突入しているにもかかわらず、企業の支援が十分に行き届いているとは決して言えない状況にあります。

改正「育児・介護休業法」が令和7年4月1日に施行され、仕事と介護の両立支援制度の強化が義務化され、すべての事業者が改正法への対応を迫られます。これからの従業員の介護離職防止や業務の生産性向上、そして企業のインナーブランディング向上を見据えた重要な福利厚生・人事戦略の1つとして、従業員の仕事と介護の両立に関するお悩みを、改正法への対応も含めて終身サポートの専門家集団であるOAGウェルビー RIに任せてみませんか？



株式会社OAGウェルビー R
代表取締役
黒澤 史津乃

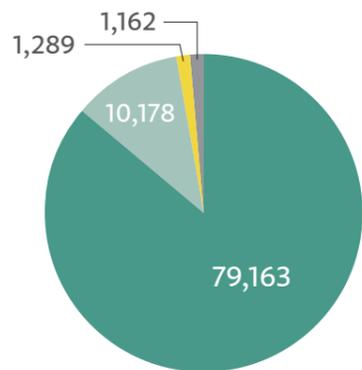


1.令和7年改正「育児・介護休業法」で仕事と介護の両立支援制度の強化が義務化

企業の経営者や人事担当者の方々に介護離職のお話をすると、ほとんどは「弊社はまだ介護離職の心配はしていません」という答えが返ってきます。確かに「親の介護のために会社を辞めます」という人は、まだ目立つほどは多くないのかもしれませんが、しかしその予備軍は、企業の経営者や人事担当者の想像をはるかに上回る規模で存在します。さらに、来年には人口のボリュームゾーンである団塊の世代の全員が後期高齢者となることを考えれば、**家族のケアのことで振り回されることによる個々の従業員の業務生産性の低下は、無視できないレベルとなる**ことは明らかです。

仕事をしながら家族などのケアに従事する「ビジネスケアラー」は、2030年には日本全体で約318万人になると見込まれています。日本総合研究所の調査によれば、**ケアの発生前後で仕事の質が約3割低下し、ビジネスケアラーの離職や労働生産性の低下に伴う経済損失額は約9兆円にのぼる**とされています。特にビジネスケアラーが急増する45歳以降の年齢層は、企業において事業の中核を担う人材であることが多く、これらの人材が仕事とケアの両立困難に直面した場合、本人のみならず組織全体の、ひいては事業活動全体の生産性低下につながる公算も大きいと言えます。

2030年における経済損失(億円)の推計



合計 約9兆1,792億円

- 仕事とケアの両立困難による労働生産性損失額
- 介護離職による労働損失額
- 介護離職による育成費用損失額
- 介護離職による代替人員採用に係るコスト

(出所) 日本総合研究所

2.令和7年改正「育児・介護休業法」で仕事と介護の両立支援制度の強化が義務化

令和6年5月の通常国会で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、育児・介護休業法）」の改正案が可決されました。本改正法では、**介護離職防止を目的とした仕事と介護の両立支援制度の強化が、すべての事業所に対して義務化されており、令和7年4月から施行される**予定です。

特に企業の経営者・人事担当者の皆さまに注目していただきたいのは、「**環境整備義務**」です。従業員が介護保険の第2号被保険者となる40歳のタイミングなどにおいて、事業主は**両立支援制度に関する情報提供**を早期に行い、さらに、「**介護休業の申出**」および「**両立支援制度**」に関する研修の実施または**相談窓口の設置**のいずれかを行わなければなりません。令和7年4月1日の改正施行を前に、すべての企業が早めの対応策を講じることをお勧めします。

令和7年4月改正施行「育児・介護休業法」における「仕事と介護の両立支援制度」

両立支援制度	個別周知	介護休業制度や両立支援制度についての個別周知義務
	意向確認	介護休業制度や両立支援制度についての意向確認義務
	情報提供	40歳に達した労働者などに対し、介護休業制度や両立支援制度などに対する早期の情報提供義務
	雇用環境整備	介護休業利用申出や両立支援制度利用申出を円滑にするための研修の実施または相談窓口設置義務
介護休暇の対象範囲拡大		勤続6カ月未満の労働者を、労使協定に基づいて取得対象外とすることを禁止
努力義務の追加		要介護の家族を介護する労働者に在宅勤務（テレワーク）の措置を講ずる努力義務

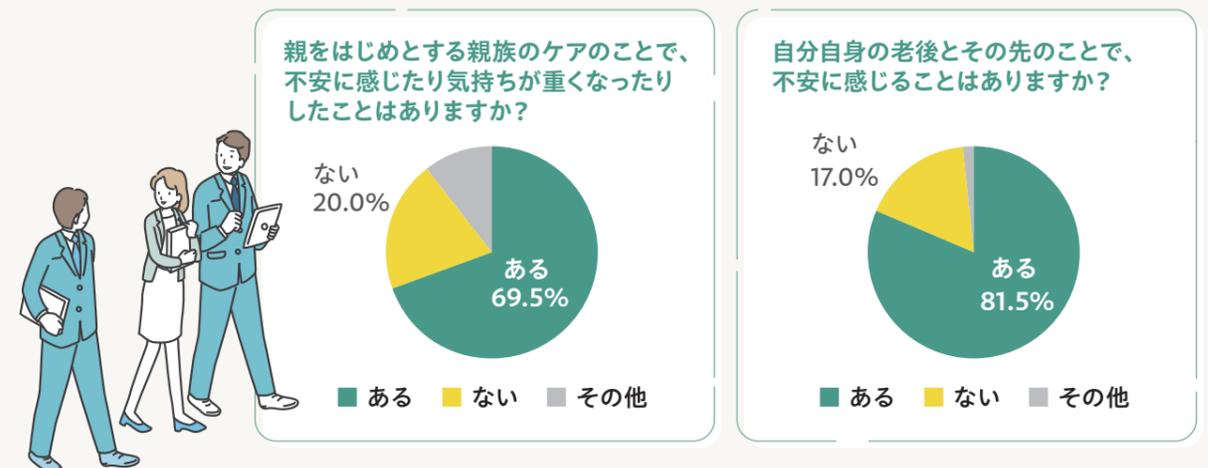


3.部署内にも人事担当者にも打ち明けにくい家族のケアの悩み

たとえ家族のケアのこと、仕事との両立のことで悶々とした悩みがあったとしても、「家庭のことは職場には持ち込まない」という価値観が根強く残存している限り、従業員がそれを職場の上司や人事担当者に打ち明けることはほとんどありません。「家庭に難ありと思われる」「言ったところで、何の解決にもならない」というのがその理由でしょう。

一方の人事担当者としても、介護休暇や介護休業の案内をするのが精一杯の策ではないでしょうか。しかし、**法定の介護休暇や介護休業を利用したところで、従業員の労働生産性が劇的に回復すると期待するのは早計**でしょう。

実際に従業員がどれほどのケアに対する不安を抱えているか。OAGグループで従業員にアンケート調査を行ったところ、「親をはじめとする親族のケアのことで、不安に感じたり気持ちが重くなったりしたことはありますか？」という問いに対しては、回答した従業員の約70%が「ある」と答え、「自分自身の老後とその先のことで、不安に感じることはありますか？」という問いに対しては、80%超が「ある」と答えました（下記参照）。



4. 「40歳からの必修事業研修」と「家族と私の終身ケア相談窓口」

OAGウェルビーRでは、「育児・介護休業法」の令和7年改正に対応した内容を盛り込みつつ、さらにそれだけでは解消しきれない従業員が抱える家族のケアのお悩みをお引き受けするための2種類の企業向け「仕事と介護の両立支援プラン」を開始します。

（1）介護の学びと仕事の両立支援のための「40歳からの必修事業研修」

介護という漠然とした不安を抱えていることの多い40歳以上の従業員に向けて、介護についての正確な知識、職場で利用できる制度（今回の法改正に対応する内容）、自治体で利用できる制度、終身ケアとの違い、家族に求められる役割などへの理解を深め、備えておくべきことを学んでいただきます。

（2）介護の悩みと仕事の両立支援のための「家族と私の終身ケア相談窓口」

人生の後半に起こり得ることを知り尽くした終身サポートのプロフェッショナルが相談窓口において、介護と仕事の両立のための職場の制度の使い方（今回の法改正に対応する内容）、それ以外の介護と仕事の両立についてのお悩み、家族のケアや従業員ご自身のケアのお悩みについて、親身になってカウンセリングを行い、情報を整理した上で、適切なソリューションを提示します。

Q1
親の介護が必要になったら、会社はどんな支援をしてくれますか？

Q4
親の介護で、介護保険を使ったり、老人ホームに入りさえすれば、仕事と両立は可能ですか？

Q9
母の介護で大変な思いをしましたが、独身の自分自身の老後のことが不安です。

Q2
そもそも介護保険の仕組みがわからないので、教えてください。

Q7
認知症の対策として、何をしておけばよいですか？

Q3
会社で介護について個別に相談できる窓口はありますか？

Q5
介護のどんなところが大変で、仕事との両立に苦労するのですか？

Q10
幼い頃に両親が離婚していて、数十年会っていない父親の介護は、どうしたらいい？

Q6
介護と終身ケアって、何が違うのですか？

Q8
子どものいない叔母が認知症になり、姪の私にいろいろなところから連絡があり困っています。

5. まとめ

OAGウェルビーRは、専門性と総合力を強みとするOAGグループ各社を後ろ盾として、誰もがこれから経験する人生100年時代の「エンディング期」に徹底的に寄り添い、実際に伴走して実践を行うソリューションカンパニーです。

今回の「育児・介護休業法」改正法施行に対応した研修プランおよび相談窓口プランを導入いただくことにより、従業員の介護離職を防ぎ、組織全体の生産性を維持することが可能となることでしょう。また、従業員が安心して働ける環境を提供することで、企業のインナーブランディング向上にもつながることでしょう。



終活に関するご相談は何でも /
(株)OAGウェルビーR にお任せください！

「人生100年時代」の後半にまつわるご心配事は、漠然としたご不安の状態からでも、まずはお気軽に弊社担当者にご相談ください。経験豊かな終活のプロフェッショナルが、課題整理と解決策を見つけるお手伝いをいたします。

【お問合せ先】
Tel. **03-6261-4145** (東京)
06-6389-6677 (大阪)



OAGグループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質なプロフェッショナルサービスをご提供いたします。
今回はOAGアウトソーシングの『人材サービス』をご紹介します。

経理・会計専門の人材サービス

株式会社OAGアウトソーシング 人材紹介派遣事業部

毎月、厚生労働省では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめた「一般職業紹介状況」を公表しています。

直近3カ月の有効求人倍率は、7月：**1.24倍** 6月：**1.23倍** 5月：**1.24倍** となっており、採用を検討している企業にとっては厳しい状況が続いています。しかし経理・会計事務は、7月：**0.67倍** 6月：**0.68倍** 5月：**0.71倍** となっており、採用しやすい状況です。

経理・会計事務の人材募集をしているものの応募が少ないという場合には、『募集条件が厳しすぎる』『競合他社より給与や福利厚生の条件面で劣っている』『自社のPRの仕方が弱い』などの原因があるのかもしれませんが。

OAGでは『人材のご紹介』『採用条件の見直し』『企業PRの打ち出し方』などについて、ご希望に応じてきめ細かなご提案をさせていただきます。まずはお気軽にご相談ください。

人材サービス内容のご案内

経理・会計に専門特化した人材派遣・紹介予定派遣・人材紹介を展開しています。企業さまのご要望に応じた最適な人材サービスをご提供いたします。

必要な時に、必要な人材が欲しい

人材派遣

期間や日数、時間などのさまざまなニーズに対応します

採用のミスマッチが心配…

紹介予定派遣

能力や人柄を見極めてから採用できます

採用に必要な時間と手間をおさえたい

人材紹介

若手人材から高スキル人材まで幅広く紹介します

OAGの人材サービスの強み

経理・会計に専門特化した人材サービスで20年以上の実績があり、これまで多くの企業さまの人材課題を解決してまいりました。

- ✓ 経理・会計を熟知した担当者が人選、提案
- ✓ 求職者の登録時には簿記テストを実施
- ✓ 経理・会計専門だからできる高いマッチングを実現



経理・会計のことなら
OAGアウトソーシング にお任せください！

OAGアウトソーシングでは専門コンサルタントがさまざまな人材採用ニーズに対して精度の高いマッチングを実現しています。経理・会計の人材でお困りのことがございましたら、お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】(株)OAGアウトソーシング Tel. **03-6265-6765**



“人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



今年も10月に最低賃金が改定されます！

最低賃金は毎年7月から8月頃に改定額が決定され、10月に改訂が行われます。最低賃金の金額は、各都道府県ごとに設置されている最低賃金審議会によって毎年改定されます。

そもそも最低賃金とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。



最低賃金は2種類ある

地域別最低賃金

地域別最低賃金とは、都道府県ごとに定められた最低賃金のことです。職種や産業、雇用形態の制限はなく、すべての労働者に適用されます。正規雇用だけではなく、パートやアルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称、そのほか国籍、年齢、性別も関係ありません。

特定最低賃金

特定最低賃金とは、特定の産業ごとに適用される最低賃金です。原則として、「地域別最低賃金よりも高水準の最低賃金を定める必要がある」と、最低賃金審議会での調査審議を経て決められた産業であることが必要です。

最低賃金より低い賃金で契約したらどうなる？

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、使用者は最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められ、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

派遣労働者の最低賃金は「派遣元」と「派遣先」どの地域で決まるか？

派遣労働者は派遣先の最低賃金が適用されます。

支払元の会社がどこの地域かではなく、派遣先の「どの都道府県で働いているか」で決まります。



2024年10月から最低賃金はいくらになるのか？

7月25日に行われた「中央最低賃金審議会」において、今年度の地域別最低賃金改定の目安についての答申が取りまとめられました。

答申のポイント

各都道府県の引上げ額の目安については、都道府県の経済実態に応じて異なります。全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されます。

現在、Aランクが6都府県、Bランクが28道府県、Cランクが13県となっています。

2024年はA～Cランクいずれにおいても、引上げ額の目安は50円となりました。

仮に目安通りに、各都道府県で引上げが行われた場合、東京都については1,113円から1,163円に、加重平均は1,054円となり、これは昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると5.0%（昨年度は4.5%）となります。

（参考）各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

各都道府県については、10月になりましたら、各都道府県より順次発効されますので、厚生労働省のホームページをご覧ください。働く皆さんの賃金を今一度ご確認ください。

参考文献：厚生労働省 <https://saiteichingin.mhlw.go.jp>

OAG社会保険労務士法人では、人事・労務相談全般をお受けいたします。お気軽にお問合せください！

OAG社会保険労務士法人 Webサイト



詳しくは WEB版で



相続税の申告は「チーム相続」にお任せください！

3つの特徴

チーム相続

- ☑ 相続税、贈与税 に特化した税理士
- ☑ 常に複数の目でチェックする チームワーク体制
- ☑ グループならではの、あらゆる課題を解決する 専門家集団

Theme

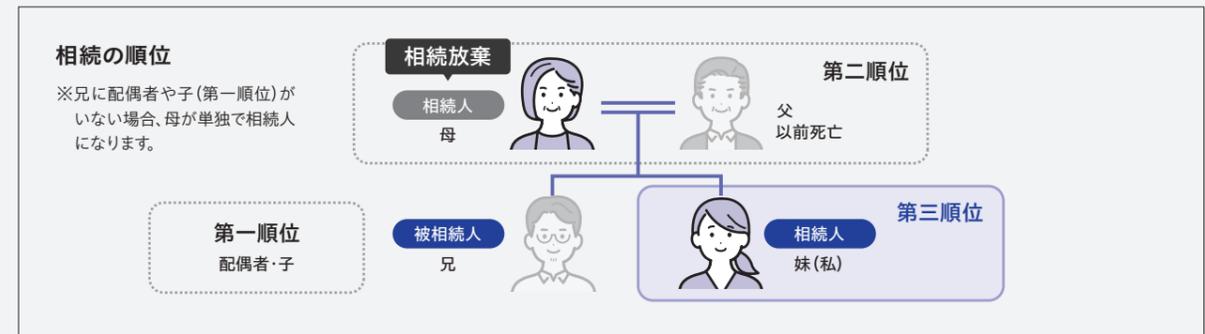
▶ 相続放棄をした母が受け取った生命保険金に相続税はかかる？



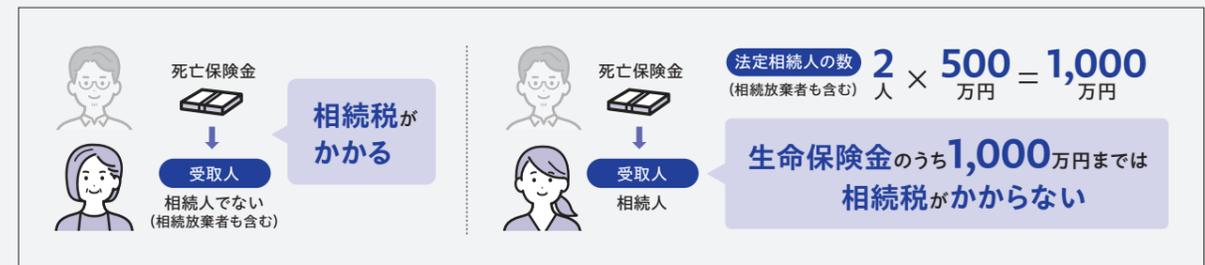
Q 兄が亡くなり相続人は母一人でしたが、母が相続放棄をしたため、妹の私が相続人となりました。相続財産は基礎控除額を超えており、相続税がかかるそうです。兄の財産は有価証券と預貯金のほか、母と私がそれぞれ受取人の生命保険(*)があります。母は相続放棄をしていますが、受け取った生命保険金に相続税はかかりますか？

*兄が契約者・保険料負担者・被保険者の保険契約

A 生命保険金は課税の対象となり、相続税がかかります。生命保険金は相続財産ではありませんが、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。相続財産は基礎控除額を超えているとのことですので、相続放棄をしている場合でも、相続人以外の者として生命保険金を受け取ったことになり、相続税がかかります。



生命保険金には、「500万円×法定相続人の数」によって計算した金額までは相続税がかからない非課税規定があります。相続人はこの規定の適用を受けることができますが、相続放棄をした相続人は、初めから相続人にならなかったものとみなされるため、母は非課税の適用を受けることはできません。したがって受け取った生命保険金が課税の対象となり、相続税がかかります。



OAG相続クラブ

いずれ発生する相続に向けての前準備 OAGがトータルサポートいたします ※入会金・年会費は無料です。



相続税ならOAG

OAG相続クラブ





OAG BOOKSHELF

いまを伝える OAGの書籍ガイド

OAGの書籍のご紹介。法令、通達、国税庁からの各種情報、裁決、判決などを実務に生かせる解説書。



判断が難しい評価について 実務家目線の考え方・方向性を解説

判断に迷う財産評価

- 発売日 2023.5.17
- 著者 渡邊正則（税理士・中小企業診断士／OAG税理士法人 顧問）
関口一男（税理士・不動産鑑定士補／OAG税理士法人 顧問）
- 発行 一般財団法人 大蔵財務協会
- 価格 2,970円（税込）



詳細はコチラ

相続財産の評価については、法令、通達のほか、国税庁から通達改正に伴う情報や質疑応答なども公表されており、以前に比較すれば、情報量としてはかなり多くなっています。

ただ、それらの情報を整理し、また、それ以外の裁決や判決内容をも確認していくとなると、相当な作業となります。一方で、詳細な情報を得ることで、財産の評価額が大きく変わることもあり得ます。

また、申告した内容の中でも財産評価の責任は、基本的に税理士が

持ちます。よく税務調査で、名義借預金の存在が問題となり、修正申告の対象となったりしますが、これとはかなり相違する部分があります。

最近では、相続税評価か時価評価、いわゆる総則6項の問題も話題になっています。

財産評価について、それらの実務に携わる多くの方々が現場で疑問に感じたり、悩んだりすることは多々あります。

本書は、法令、通達、国税庁からの各種情報、裁決、判決などを多数

収録し、実務にどれだけ活かせるのかを目的として作成しました。そのため、できるだけ根拠を明確にし、判断の目安的なものを目指しました。税務調査の場面を考えれば、根拠がないとどうしても水掛け論になってしまいます。言い方を変えれば、根拠を示せば、課税当局も認めやすいわけです。

なお、構成としてはイメージし易いようQ&A方式とし、内容的に複雑なものや論点が複数あるものについては、ポイント整理として要点をまとめています。

安のカメラ紀行

鹿児島熊本紀行①～機窓からの空撮～



Photo by Yasuyoshi Wada

今回の旅は、羽田空港から鹿児島空港まで飛行した後、レンタカーで大隅半島→薩摩半島→知覧→人吉→熊本→天草を3泊4日で巡ってきました。この紀行文でも何度か触れましたが、飛行機で旅に出る楽しみの一つは空撮（機窓から写真を撮ること）です。ただ、その時の天候、席の位置、時間によって良い写真が撮れるかどうか左右されるため、運次第になります。

さて、空撮の魅力についてネットで調べてみると、以下のように書かれていました。「空撮では、地上からは見えない角度や高さから被写体を撮ることができます。これにより、普段見慣れた景色とは全く異なる視点を得ることができ、新鮮な発見や驚きを感じられます。また、高い位置から撮影することで、広大な景色や雄大な自然を包括的に捉えることができます。例えば、山岳地帯や海岸線、都市の全景など、地上からでは見渡せない景観を表現できます。」今回の空撮は、まさに天候（快晴）、席の位置（翼の前で右側の窓席）、季節と時間帯（春の澄み渡る空）などに恵まれ、素人なりに壮大な写真を撮ることができました。



▲冠雪の富士山

羽田空港を8時に離陸した時から丹沢山系を前にした冠雪の富士山が見えました。その直後に京浜工業地帯を過ぎると、富士山を背景にした横浜港とランドマークタワー（296m、70階）がくっきりと現れました。

続いて湘南海岸と江の島を真下に見ながら、小田原から真鶴半島の上空にやってくると、箱根駅伝の山登りから芦ノ湖までのコースが俯瞰できました。



▲横浜港と富士山



▲江の島と湘南海岸



▲真鶴半島・芦ノ湖・南アルプス

やがて華麗な富士山が間近に現れ、高い位置から撮影することで、広大な景色や雄大な自然を包括的に捉えることができました。南アルプスの北岳、甲斐駒ヶ岳、八ヶ岳、その後ろには中央アルプスや北アルプスを望むことができ、僕が20代の頃にこれら



▲真鶴半島・芦ノ湖・南アルプス

の山々にカメラと三脚を担ぎながら単独で登った時のことを思い出しました。



▲北岳・甲斐駒ヶ岳



▲中央、北アルプス・御嶽山

特に、1978年にフィルムカメラで北岳（3193m）から朝焼けの富士山（3776m）を撮った写真は僕のお気に入りです。同じ目線の高さからの富士山の雄姿は簡単に見ることができないため、貴重な写真だったと自画自賛しています。



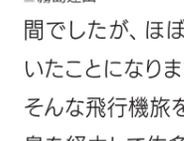
▲北岳から朝焼けの富士

そんな思い出に浸っていると、飛行機は知多半島にやってきました。半島の向こうには中部国際空港が見え、遠くには名古屋市街地、木曾川・長良川が霞の中にぼんやりと浮かんでいました。そして紀伊半島上空



▲知多半島・中部国際空港

を通り、四国の室戸岬をかすめながら、日向灘を渡り宮崎辺りから九州に入りました。飛行機は霧島連山を見下ろしながら着陸態勢になり、鹿児島空港に着陸しました。飛行時間はおよそ2時間でしたが、ほぼ窓の外を眺めながら動画と写真を撮っていたことになります。



▲霧島連山

そんな飛行機旅を満喫した後、休む間もなくレンタカーで桜島を経由して佐多岬に向かいました。



こちらの二次元コードを読み取っていただくと選りすぐりの旅の写真をご覧いただけます。

安の今月の一句

「翼から 富士の高嶺を 登破する」



▲執筆：和田 安義

トピック

当社グループのウェブサイトをフルリニューアル

リニューアルに際しては、各種サービスや情報をグループサイトに集約させることにより、「知りたい」「探したい」情報への導線を最適化いたしました。デザインはコーポレートカラーの赤を基調とし、オフィスの様子や社員の雰囲気がイメージできるようにいたしました。

さらに、「メンバー紹介」としてグループ各役員、各社代表、各部長などの紹介ページを新設。「5分でわかるOAG」として、経営理念である「スローガン」「パーパス」「バリューズ」のページも充実させました。

また、今回のリニューアルに伴い、OAG税理士法人、OAGビジコム、OAGコンサルティングなども同時にフルリニューアルを行いました。



<https://www.oag-group.co.jp/>



セミナーレポート

東京ウエストが「らくらく相続®セミナー」を開催

9月10、13日の2日間、東京ウエスト主催の「らくらく相続®セミナー」を調布市文化会館たづくりにて行い、残暑厳しい中、約40名の方にご参加いただきました。

休憩を挟む2部構成で、令和5年の税制改正に基づいた「贈与税の改正ポイント」、「不動産や保険を活用した節税対策」、「改正された分譲マンションの評価方法」、「なぜ遺言が必要なのか？」などのテーマにそって税理士、行政書士が登壇いたしました。義務化された相続登記や、戸籍の広域交付制度などの最新情報も交え、お話させていただきました。参加者の皆さまは熱心に耳を傾けていらっしゃいました。12月には恒例の「女性セミナー」を開催いたします。新たに東京ウエストLINE公式アカウントを開設し、お客様とのコミュニケーションをより深めて参ります。

セミナーなどのお問い合わせは、東京ウエストまでお願いいたします。



OAGコンサルティンググループの最新情報はこちらをご覧ください



アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で10名様に「OAGオリジナルボトル」をプレゼントいたします!

内容量120mlでコンパクトサイズですが、喉を少し潤したい時や薬を飲む際のお供に最適です。当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

ご回答はこちらから



Total consulting firm



本店

〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2
ホームートホライゾンビル
TEL:03-3237-7500
FAX:03-3237-7510



■発行人: グループ代表 太田隆介
■企画: グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室 (里見晶、齋藤恭子、川島朋子、佐藤基哉)
■制作・印刷: 株式会社 野毛印刷社

【お願い】ご住所等のお客様情報のご変更を希望される場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。

■札幌

〒060-0001
北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39
ISM札幌大通4階
TEL: 011-590-5174 FAX: 011-590-5175

■仙台

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 10階CROSSCOOP内
TEL: 022-209-5339

■埼玉

〒350-1123
埼玉県川越市脇本町13-5
川越第一生命ビルディング3階
TEL: 049-265-8685 FAX: 049-265-8687

■千葉

〒260-0028
千葉県千葉市中央区新町1-17
JPR千葉ビル8階
TEL: 043-215-8360 FAX: 043-215-8361

■東京ウエスト

〒182-0024
東京都調布市布田4丁目6番地1
調布丸善ビル3階
TEL: 042-441-2191 FAX: 042-441-2192

■富士吉田 (計算センター)

〒430-0016
山梨県富士吉田市松山4丁目3-14
アークフジ1階3号室
TEL: 0555-73-8571

■名古屋

〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-13-30
名古屋伏見ビル9階
TEL: 052-746-9313 FAX: 052-746-9312

■大阪

〒564-0063
大阪府吹田市江坂町1-13-33
進和江坂ビル7階
TEL: 06-6310-3102 FAX: 06-6310-3103

■福岡

〒810-0042
福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22
センチュリー赤坂門ビル6階
TEL: 092-717-6650 FAX: 092-717-6651



コーポレート
サイト



メルマガ登録



YouTube



OAGグループ
X (旧Twitter)



相続税ならOAG
X (旧Twitter)

